

平成 20 年度第 2 回協働支援会議

平成 20 年 5 月 8 日午後 2 時 0 0 分

区役所本庁舎第 3 委員会室

出席者 久塚委員、徳永委員、宇都木委員、内山委員、鈴木委員、富井委員、伊藤(清)委員

事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主任、永澤主事

久塚座長 第 2 回目の協働支援会議を始めさせていただきます。

新しい委員に交代がありましたので、事務局のほうから紹介していただけますか。お願いいたします。

事務局 今日、お配りした資料のつづつてあるものの最後から 2 枚目のところに、委員の新しい名簿が入っております。支援会議等開催予定の前にあります委員名簿。この 2 番目、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の丹委員に今まで引き受けてくださったのですが、丹委員が辞任ということで、そのかわりにご推薦いただきました徳永洋子委員に今回新しく加わっていただくことになりました。4 月 2 1 日付けで委嘱させていただいております。徳永委員、これからよろしく願いいたします。

徳永委員 こちらこそよろしくお願いいたします。

事務局 任期は丹委員の残りの 3 月 3 1 日までとなります。もしよろしければ一言。

徳永委員 皆様、よろしくお願いいたします。何分ふなれですので、いろいろご指導ください。

久塚座長 きょうは伊藤(圭)委員がお仕事でご欠席ということなので、全員で 7 人でということで、定足数を十分足りておりますので、開会いたしたいと思います。

きょう、本当にたくさんの資料がお手元にありますが、事務局のほうから資料確認よろしく申し上げます。

事務局 それでは、お手元の資料のほうですが、まず資料 1 が A 4 判の横の両面になっております。これが一次審査集計表です。

それから、資料 2 が A 4 判縦の両面になっておりまして 1 枚で、平成 2 0 年度 N P O 活動資金助成一次審査一覧となっております。

それから、資料3がA4の縦1枚で、プレゼンテーションの実施要領になっております。

それから、資料4が平成20年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション質問票でA4の1枚の紙になっております。

それから、資料5が新宿区協働事業提案制度実施要綱で、A4でホッチキス留めになったものです。

資料6、平成20年度新宿区事業提案募集要領、こちらもA4判でホッチキス留めになっております。

それから、資料7、協働事業提案採点表（一次審査・書類選考）こちらA4の横のもの1枚です。

それから、資料8、協働事業提案スケジュールで、A4判の1枚縦のものです。

それから、協働支援会議委員名簿、こちらが平成20年5月8日現在、それからもう一つが、平成20年度協働支援会議等開催予定、それから、今回、前年度実施いたしました協働事業提案制度による事業のご紹介の案内冊子ができましたので、そちらをお渡ししてあります。

それからもう一つ、一番下についておりますのが、新宿区NPO活動団体登録票になります。こちらのほうなのですけれども、前回、ご採点いただくときに申請書をお渡しした際にも登録票をつけさせていただいたのですが、内容が前のものになっておりますので、最新の情報をということで、改めてつけさせていただいております。こちらのほう、各団体から提出されました年度報告書に基づいて、内容を更新したものを付けております。

それから、事業報告書等も添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。ただし、年度報告をこちらに出していただく時期が各団体の会計年度終了後の4カ月以内となっておりますので、まだ平成19年度の情報のものがついておりませんので、ほとんどが18年度のものとなっておりますのでご了承ください。

久塚座長 大丈夫ですか、すべてそろっていますか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 では、議題の中に入っていきますけれども、助成申請について、皆さん方、お忙しいときに採点評価をお願いした集計結果と、それからそれをいわゆる得点順に並べてあるというものがお手元にありますけれども、これについて概略を説明していただけますでしょうか。その前に事務局の新しい方、よかったら紹介して。

事務局 そうですね。それでは、こちらから。この4月に私たち事務局が所属しており

ます地域調整課管理係に配属されました、今年の新規採用職員でございます。永澤 史佳です。

永澤 はじめまして、よろしくお願ひいたします。

事務局 今回、協働事業を一緒に担当することになりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

久塚座長 じゃ、続けてお願ひします。

事務局 それでは、まず一次書類なのですが、本当に短期間でご採点いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、資料の1ですけれども、A4判横で両面になっておりまして、右端のほうに合計という欄があるのですが、そちらに新基準と書いてあるものが、今年度試行で行いました委員さん7人の方から採点いただいて、高い得点と低い得点の方を除いた5人の方で採点したのになっております。

あと、その裏面が、左側の審査員合計ということで、(旧基準)と書いてあります。こちらのほうがもともとと同じ、7人で合計させていただいた数字になっております。参考のために添付しております。

新基準のほうをごらんになっていただきたいと思います。こちらのほう、申請番号順に並んでおります。それで、まず横の項目ですが、例えば「(1)区民ニーズを把握し、需要があること」という項目は10点満点と書いてありますが、こちらは10点満点で5人の方が採点しておりますので、50点満点となります。その次も同じです。最終的な合計点は、1人の方で50点満点になりますので、5人で250点満点となります。

それから、前回のときに話し合っていなかったのですが、例えば一番高い得点の方、もしくは一番低い得点の方が同点で、2名以上の方がいらっしゃった場合の取り扱いをどうするかというのを決めていなかったのですけれども、こちらのほうは同点の方がお二人以上いた場合には、平均点をとって算定させていただいております。

久塚座長 今のところを補足で説明すると、一番高い得点をつけた方と一番低い得点をつけた方をカットして、間、5人という形になっていたのですけれども、最高点と最低点の方が同じ点数をつけた場合どうなるのかという問題が出てくるので、片一方を形式的にカットするのではなく、平均点に直しておくという形をとらせていただいたということです。

事務局 続けさせていただきます。今回の順位が右端に出ております。この順位1位の

団体の得点で、191点です。こちらは新基準では250点満点なので、計算してみますと76.4%の得点率となっております。裏面のほうの旧基準でもやはり同じ団体で、7人の合計で263点になっておりまして、旧基準は350点満点ですので、75.1%ということで、76.4%と75.1%となり、さほど差はないのかなと感じております。

ではその次に、資料2ですけれども、こちら両面になっております。やはりこちらも新基準と旧基準で並べさせていただいております。新基準のほう、ちょっとわかりづらいのですが、ごらんになってください。こちらは資料1の各団体の合計点を得点順に並べたものとなっております。こちらの、項目の事業の種別なのですが、既存とあるいは新規と書いております。今回提案した事業が既存事業のステップアップになるものなのか、それとも新規事業かという区分になっております。ステップアップの場合は、「既存」と種別しています。

それから、前年度助成団体には丸をつけてあります。今回6団体が前年度の助成を受けた団体となっております。

前年度の申請のあった団体については、申請の項目に「有」と書いてあるものが申請のあったもの、スペースはなかったもの。さらに、「有」で「二次で×」というのは、二次選考のプレゼンで落選したものの、それから「有」で「一次で×」というのは、一次選考で落選したものとなっております。

久塚座長 そこまではよろしいですか。

じゃ、さらに中に入っていってまいりますけれども、一つは寄附のことなどについてありますか。

事務局 今年度につきましては、団体指定の寄附金及び分野別の指定はございませんので、そちらのほうは考慮していただかなくて結構です。

久塚座長 いつもここにどんと置かなければいけないことのひとつで、こういう団体あるいは特定の団体への寄附があった際には、それを考慮して結論を出すということで話は進んでいくのですが、今年度についてはありませんので、比較的一次審査の結果を出すに当たっては複雑ではない形になろうかと思えます。

では、もう少し中に入ってよろしいですか。ここで助成の大きな目的で、財政基盤があまり強くないところにも目を向けて、このようなことを盛んにしようという考え方もあるということ念頭に置いておいていただければと思います。そこが漏れたらだめだということではなしに、念頭に置いておいていただければというふうに考えております。

そこで、去年、何団体お呼びしたのですでしたか。

事務局 去年は12団体です。

久塚座長 12団体。設定された時間が、ほぼ同じ時間を使うということで、1年目はプレゼンと質問の時間が少し短かったのですが、昨年、何分と何分でやりましたか。

事務局 団体のプレゼンが8分で、それから質問時間で5分だったと思います。

久塚座長 新しい事務局の方に試して聞いているのではなくて、私が忘れたから聞いているのですけれども、うまく答えておるようですが、8分と5分で、昨年はまあ、トントんでいったのですが、ちょっと時間が逆に余ったりするような可能性もあったのですが、今年もその形で進めていくとするならば、12から13は二次審査に呼ぶことができる、時間的にはできるということになります。

それから、もう一つは昨年委員会で出たのですが、何%ぐらい得点をとっていないと二次審査にお呼びすることができないのではないかというようなご発言があって、何%ぐらいでしたか。

事務局 昨年、60%でした。

久塚座長 6割ぐらいでラインを引いてみたらどれぐらいの団体が残るかなということでもみたらどうかというご意見が、昨年の場合にはありました。ことしもそのようなことを念頭に置いて審議に入りたいのですが、それでよろしいですか。

ほかに加味する要素としてはありませんので、かつて助成を受けたら、2回目はだめとか、複数回数はだめということは全くございませんので、一応資料としてはつけておりますけれども、ことしは前年度の助成団体でないところも非常にふえてきているので、いい傾向かなというふうに思っておりますけれども。

富井委員 ちょっと質問いいですか。

久塚座長 はい、どうぞ。

富井委員 もう一個のほうの協働事業提案のほうです。あれに19年度、5件とありますよね。それとこうダブっているというか、名前はダブっていて、内容がダブっているのかどうかちょっとわからないのですが、そういうものがありますよね。

久塚座長 はい、協働事業提案制度に出てきている、もう開始というか、動き始めるようなものと、これが重なっているということもあります。それを念頭に置いて、全く趣旨が違うのでそれは構わないだろうということで問題は進めていきたいと。

富井委員 趣旨が違えばいいのですが、同じような内容の中に。

久塚座長 そこについてはどうですか。

富井委員 今年分が出てきていないから、去年分をちょっと見てみたら、名前だけで三つダブるのです。テラ・ガーデンと漱石山房と……。

事務局 みんなのおうちです。

富井委員 みんなのおうち。その内容は、あっちは要するに協働事業です、こっちは助成です。金額も違うし、だけど内容がどうなっているのかなというのは、パッと読めば、ことし出てこないからわからないですけども。

伊藤（清）委員 基本的には同じようなものは一緒にはしていません。どっちか一つでやっていますので。

富井委員 その場合に、こっち側だけ1にさせておいて、向こうで事業をもう1回審査させて。

久塚座長 だから、考え方としてはこの趣旨に合う、実施要綱を含めてこの要求に合う形での申請という形で審査をし、そして協働事業提案という形で持ってきたことに見合っ
て審査をするということなのだけでも、今、委員の富井さんの言ったような形での完全に重複ということがあるとするならば、それは特に後発の部分で、協働事業提案の中で、趣旨としてこの活動資金助成と全く違うので、一緒につくり上げていくのだけど、審査の段階で何らかの疑いからの発言があって、つくりかえていかざるを得ない形になるのでしょ
う。

富井委員 今後ここでもし受かったというものは外して、ほかのということによろしい
ですか。

久塚座長 そうです。ただ、活動資金助成なので、そうは言ってもはっきりしないとど
うも。つかみといますか、本当にこれでいよいよ何か助成しますということに近いので、
そこが協働事業と違う形で、まず実施についてのさまざまな規則を見ると既にあるので、
こちらでそれをどう認知するか、あるいはNPOのほうにうまく伝わっていないのであれば、
新宿区を通じて資金助成ということと、協働事業提案の趣旨が違うので、実施の方法
あるいは申請の方法についてかなり話し合うというか、指導まではいかないですけど、そ
れをしないと、逆に十分できていなくて、一緒だからだめだよと最初から言うのはひどい
話だろうと思います。そこは当委員会でもよく見ていくということになると思いますけど
も。

鈴木委員 ガイドラインはあるのですか。

久塚座長 ガイドラインとありますが、それぞれについては要綱というのがありますので、それで例えばきょう、資料5で新宿区協働事業提案制度実施要綱というのがありますけども、ここでも何らかちんと公的なお金が動いていくわけですから、それに基づいてさまざまなことが起こるといことです。

鈴木委員 もう少し端的に例えば協働事業なのか、助成金事業なのかというガイドラインを含めた根底にありますよというのは明示されているのですか。

久塚座長 いや、それはいまのところは明示されていないでしょう。むしろこの二つのものすみ分けというのは、白か黒かというのはできなくて、ものすごく重なりがあるところの中で、母体としては一つですから、多くのことが。それを協働事業提案として自分たちはやりたいと。

もう一方で、助成金は欲しいのだというような形です。そういうことは、各地の団体ではよくある。会計の中でそれがごちゃごちゃになると最悪のパターンになっていきますけども。

内山委員 去年ですけども、協働事業の中で、これはやっぱり助成金制度になるのじゃないのというのがありましたね。だから、そういうときに、随分協働事業の基金のおかげで我々協働事業をやって、助成金があるのかなというのが見きわめられるところもあるのです。

久塚座長 だから、絶対こっちということ、これはこっちでなければならないというような線引きは難しいのですが、いわゆる事業を提案して、新宿区と一緒に仕事をやっていく、そして総合検証を照らして行って、NPOが提案するものもあるし、新宿区が提案するものもあるという話であれば協働事業提案に乗ってくるのですが、協働事業提案制度に申請しながらも協働事業ということじゃなくて、自分たちがやりたいことだけをいわばあまり相談せずにやっていくという話になると、これは額が少し大きいと、助成金の額より何倍かを取りにきた助成金のような申請に近いねというパターンも当然的にあります。

鈴木委員 最悪の質問というのは、確か去年の議事録をガアッとレビューしていたら、やはり今ご指摘のそのグレーゾーン。

内山委員 グレーゾーンというのは難しいよね。

鈴木委員 協働事業の場合には、必ず助成なのか協働なのかというのが、いろいろな日本全国のこういう活動の中で常に議論されていて、何かそういう意味でガイドラインが明確には出ないと思うのですが、少しこの委員会としてのガイドみたいなのが定められる

ならば、それはそれで申請するほうもよりクリアですよ。

というのは、その都度、委員も変わるし、いろんな社会状況も変わるし、それが明確な判断基準といえますか、それがちょっとないまままで推移するというのはちょっとどうなのかなと思ひまして。

久塚座長 それでは今年度、どこまで結論が出るかわからないけども、ガイドラインづくりというのに着手してみましようか。会議の回数をふやせるかどうかはわからない。

鈴木委員 いや、私はそんな知識も経験もないので、ただ。

久塚座長 ただ、みんなでやることは大事だから、ついでに事務局のほうで幾つかの自治体のやつを見てもらって、いわゆるあまり縛りが効いていないやつで協働というもののお金の使い方をやっているところで、すみ分け的なガイドラインというのがつくれるかどうか。最初は実施要綱などの中にある協働事業提案というもののの中から、それらしき抽象化されたガイドラインというのが出てくると思うので、それを拾うということと、助成金の実施を行う際の指針みたいなものの中からガイドをより出す。両方の趣旨をよく見たときに、ある程度の線引き、重なっているだろうけど、これはこっちだろうということが示せるものがあれば、募集をするときもパンフレットなどに、なかなかこれはこっちとは言いつらいけども、こういうものは助成金に当たるので協働事業にならない場合が考えられますというような趣旨、ある程度のことは書けるのではないかな。

それ以上は、これは規則が何でも有効だったら、世の中わかりやすいので、実態が動いていきますからということになるのだらうと思います。そういう形でちょっと委員の協力を得て、ガイドラインづくりに手をつけていくように、うまく本年度中にできればしめたものですが、来年度に持ち越しになるかもしれませんけど、それはそれで大事なことだと思ひます。

宇都木委員 大まかな区分けはもうできているのです。きょう修正しようとするのはNPOを育成するための助成事業。片方は協働事業ですから、市民と行政と一緒にやって、その市民生活がよくなるとか、いいまちづくりするための事業ということで、そっちは事業が本体です。これは団体の育成を主にポイントにしておこうということですから、そこで趣旨ははっきりしているのだと思ひます。

ただ、それに当てはめてみて、本当にこれがこれでいいのかというのは、審査で見て落としていくというか、それぞれの持っている人たちの、審査員の主観もありますし、考え方もあるでしょうから、一緒にこれは共通して、ちょっとこれは無理だよというの、

一致すればそれを落とすとか、どこまで一致するかとか、点数で切るのかとか、それは少し議論してもいいのではないのでしょうか。

あまり細かいのをつくっちゃうと、それはかえって助成にならないというか助成をしていくための、育成していくための応援になるほうはいいのだけど、落とすためのやつをグアッとつくっちゃうと、ものすごく小さくなっちゃって、本当にそれで助成という意味が実現するのかどうかというのがあって、そこは悩ましいところですけど、どこでも、どの行政でも悩ましいことです。だから、点数でやろうとかいろいろやっているのだと思います。

だから、それは少し個別事例を議論しながら積み上げていくというのが、一番安定かなと言うのでしょうか。

久塚座長 もう一つは、ただ、非常に残念なことに、申請団体が少なくて、これが多くなると、悩みも少し質が変わってくると思うのです。重複あるいは複数回数というのが現に、目の前に見えてくると、やはり私たちの気持ちというのは少し違った意味で揺れてくるのだらうと。これが豊富に200も300もあるとなると、そもそも重なる度合いが少なくなってくるわけですから。

ということで、もう一つはこのような助成の制度であるとか、あるいは協働事業提案制度をフルに使って経済的、財政的に弱いところにどんどんと数がふえていく。そうするとあと二、三年は育てる時期になるかなというふうに思いますけど。

伊藤（清）委員 この事業提案のほう、去年の場合を見ていると、いろんな提案が出ているのですが、区のほうでそれを協働事業にしないということが結構問題になっていると思います。出すほうは協働事業をやってほしいのだけど、区のほうで担当が考える。これは同じような事業をやっているし、これはこの部分は助成でいいのじゃないのかというコメントが、私たちの話し合いの前に出ているのです。いろんな課も一つだけじゃなくて、三つも四つもかわるときも出てくるし、片方のほうはこれは助成でできる、やりたいと言うのもあれば、こっちはかわるのだけど、うちはこれは協働事業じゃなくて助成金だよと。それも結構判断基準に合致している、区の立場というか。

鈴木委員 難しいですね。

久塚座長 以前から言っていることは、新宿区に登録NPOがわんさかあって、本当にこれが競争のような形になってくると様相は随分変わってくるのでしょけれど、始めて何年かたっていて、一応力があるので常連になっていると思えるのですけれども、そうでな

い要素もひょっとしたらあるかもしれないし、そこは制度として一番やってはいけないことは、両制度の趣旨というのははっきり違うので、そこが混同を起こさないように制度運営をしなければいけない。

その運用のところではちょうどガイドラインやそういうのがまだありませんけども、審査運用のところでは、各委員にはそういうところに気をつけていただいて最終判断を出していただく、あるいは議論をしていただくということで、ことしは決めていきたいと思っておりますけれども、それと同時に限られた時間ですけども、ガイドラインらしきものをつくっていくことに着手したいと思っておりますが、そういうご予定でよろしいですか。

では、6割でラインを引かせていただくとすると、去年は最終的には幾つの団体だったのですか、二次を通過したのは。

事務局 二次は8団体になります。

久塚座長 8団体、一次が12団体です。ことしは6割ということでラインを引くと。

事務局 6割でラインを引きますと、こちらのほう150点で6割になりますので、13番まで、得点順位の13位のところまでが6割に入ってきます。

久塚座長 ということだそうです。やはり一次でバツというふうに書いてある、得点順位13番、151点。資料2、縦書きのほうです。

宇都木委員 6割で150点。

久塚座長 はい。

宇都木委員 じゃ、151点まで。

久塚座長 去年の時間進行でいうと154点だとちょうど12だったと、8分、5分という。

宇都木委員 その前に団体、これ助成、この審査の大体対象になるかどうかというのが、僕、疑問がある団体が出ているのです。

久塚座長 かなり大きな話ですが。

宇都木委員 例えばこの資料だと16番。

事業の報告書を見ると、とってつけたみたいな、今度の申請が。そういうふうに見えないですか。

久塚座長 それが募集の何か要綱に引っかかるかどうかという疑問なのですが、そういうふうに見えるかどうかじゃなくて、どこに違反があるかというか。

宇都木委員 何というか、事業内容が何かちょっとしっくりしないのよね。

伊藤（清）委員 私もこの16番について、宇都木さんと同じ、ちょっとわからないのだけど、結局講演会の主催だけというふうにとらえちゃう。すると、そこで何が出てくるのと、僕もそこはコメントでちょっと入れているんですけど、実態把握だけだと。その発表会やるだけだねというふうにもとらえられる。

久塚座長 そういう場合は申請できないのですか。

宇都木委員 いや、申請しても構わないけど、申請することが審査の対象になり得るかどうかというのは。

久塚座長 申請されたら審査しなくちゃいけない。

宇都木委員 申請できないことはないのかもしれないけど。

久塚座長 評価が低くなるということと、形式要件を満たしていないという別の問題じゃないですか。

宇都木委員 うん、だから、これはつまりここでいうと、ここの審査の対象でいうと、新宿区の課題に頑張っていて、それでこの団体自身が新宿区に貢献することになっているわけでしょう。

久塚座長 はい、NPO活動助成の実施要領で、まちづくりの基本目標の達成に向けた事業であること。

宇都木委員 ここの事業計画の主体は、今度の申請している事業が主体じゃなくて、ここに書いてあるように何か環境問題、連動していることが主体的な事業で、この19年度事業計画というのがあるでしょう。これが今年度の事業計画なのですよ。

事務局 きょうお配りした資料の。

宇都木委員 うん、新しい。これ、登録したときのやつと違って、19年度の事業が対象になるわけです。

久塚座長 そうということ。

宇都木委員 そうです。今年度の事業を審査の対象に見ないと、新宿区のNPO団体に登録したときの、そのときの活動内容が対象になるのではないのです。ことしの事業がことしの対象になる。

富井委員 そうなのだ。

宇都木委員 そうです。

富井委員 こっちに書いてあるのはみんな。

宇都木委員 それは参考資料にはなっても、今年は何の事業が助成の対象になるかとい

うのは、今年度やる事業なのです。だから、一番直近では19年度しか見るものがないから、20年11月30日まででしょう、この人たちの19年度の事業計画が出ています。これで判断するしかないじゃないですか、一番直近のやつは。

富井委員 勘違いしていた。僕は要するにこっちで、申請書をもらったでしょう。これをもらったやつは、ことしの20年度にこういうことをしますよということは。

宇都木委員 それは申請書です。

富井委員 出ているわけでしょう。

宇都木委員 だから、団体の実績は出ていないのです、これには、一番新しいのは。だから、実際に。

富井委員 それも勘案しなさいということだ。

宇都木委員 勘案しないと、だけど何をやっているかわからないじゃないですか。

富井委員 それを審査するのではない。

宇都木委員 そうです、そうです。

富井委員 いや、審査するのはこっちを審査する。

宇都木委員 新しいので見ないと、その団体がどんな団体、事業をやっているのかと。

富井委員 それはこれではまだよくわからないし、まあ、わかるところもありますから、何個かは。

宇都木委員 わかるところもあるけれど、一番直近のやつの方がより具体的じゃないですか。そうすると。

富井委員 これはきょうもらうと、なかなか見切れない。

宇都木委員 だから、実績をつけないと、実際に今どういう事業を活動しているのかということがよくわからない。

久塚座長 ただ、実績を出すのが、例えば時間的に何カ月以内という幅があったら、直近のが出てくるところと出てこないところがあるわけでしょう。

宇都木委員 うん、だから、一番直近で例えば19年度なら。

久塚座長 18年しか出てこないものもあって。

宇都木委員 それはしょうがないのです。

久塚座長 そのときに片一方は18年で出てきたもので、片一方は19年で出てきたものをベースに申請書類で公平に判断できるのですか。

宇都木委員 だけど、それしかないのだったら、そういうように見るしかない。

久塚座長 どの程度やるのですか。

宇都木委員 だから、その例えばこの団体の申請事業は、ここでいうと福祉支援事業を申請してきたわけでしょう。それが43万円を申請してきたのでしょうか。だけど、事業の主体は、この事業計画を見る限り環境のほう为中心で。

鈴木委員 全然違いますよね、これと。

宇都木委員 そうでしょう、だからこれ、とってつけたような話になっちゃうの、こっちから見ると。

鈴木委員 だって、19年度はブラジルアマゾンの金採掘地を主な活動場所として事業展開すると書いてあります。

久塚座長 それが人と人をつなぐということじゃないの。

宇都木委員 いやいや、それは。

久塚座長 それはブラジルのことをやって。

宇都木委員 いや、これはだから環境問題でどういうことになっているか、映像に撮って、ドキュメンタリーに撮って見せますよというのが事業の主体です。今度の申請は、その主体とちょっと違って、福祉支援事業で、お年寄りの。

久塚座長 孤独死防止ですよ。

宇都木委員 それをどこかの団地でやろうと言うのでしょうか。そういうのが、これから見たら。

鈴木委員 これ二つぐらい読まなきゃいけないのです。

宇都木委員 えっ、二つというのは。

鈴木委員 申請書のほうと。

宇都木委員 申請書は申請書で見なきゃだめです、それは事業ですから。今年度の申請事業ですから。

鈴木委員 こっちは19年度なのです。

宇都木委員 うん、だからその団体を理解するには、これを見ないとわからないでしょうと言うの。古くから区に登録している団体は。

久塚座長 今まであったのは、団体を見ないと、これを見ないとわからないでしょうということ以上に、各委員にヒアリングに行ってくださいと、わからないときは、1人だけじゃなくて。それぐらいやって、その当該団体がどういう団体かということを知った上で最終判断をしてくださいというぐらいの議論はしていました。

宇都木委員 だから、それでも助成事業は申請しちゃいけないという話じゃないから、それは申請するのはいいけど。

徳永委員 ホームページ、この団体なのですけども、ホームページとかを見ると、何となく気配は感じました。

久塚座長 いやいや、だから各委員がホームページを見るのか、こういうのを自分で調べるのか、そこに出かけて行くのかというのは、これはこの委員会で強制していないですから。この資料だけではわからないというふうに判断するのであれば、主体性を持ってどういう団体かを知った上で結論出してくださいということなのですけど。

宇都木委員 私はそう思いました、というのが一つ。それから、もう一つは事業計画のつくり方なのですけど、これは事務局が聞いているのかもわからないけど、申請番号6番の団体です。多分これは学校ですから、教育委員会とかと委託契約とか何かを結ぶのだと思うのです。

事務局 これは委託にはならない。

宇都木委員 だけど、勝手に入っていっちゃって、私たちやらせてくださいというわけにいかないから、事業計画でこういうことをやりたいというのは、教育委員会だとかと委託を受けてやるのか、何か計画があるのだと思うのです。

事務局 はい。

宇都木委員 そうすると、その契約で見ると、例えば幾らかのお金がつくのだと思うのです。事業計画としてやるから、今までみんなそうです。この団体の仕事を見ていると、ここでもそうですけど。

それと、今度の新宿区でやろうとするのには、幾らで契約して、幾らの事業計画費を乗せるかというのが出てこない、正しい収支計算になりませんか。いや、これはいいのですけど、無料でやるのですか。無料でやって、新宿区からこの助成金が出なければ、したがってやりませんということになるのなら、それは構わないのです。そういうやり方もないわけじゃないから。だけど、それと収入を上げなきゃいけないですよ、CAP事業として。これ、謝金じゃなくて本来業務なのです、この団体の。その構成メンバーが学校へ行って、虐待防止とか小さい子の性教育とか、そういうことをやるわけです。それはメンバーがやるわけです。それは本来事業です。

だから、本来事業だから、それは誰かに先生を頼んできて、そこで先生に講演をしてもらって謝金を払うというんじゃなくて、本人の労働に対する対価だから事業計画を立てな

きやまずいでしょう。そういうことなのか、そうでないのかというのを、僕はここを聞こうと思って時間がなくて聞けなかったのですが、大体本来はそういうものです、このNPOの事業はそれで成り立っているのだから、収入は。そういう収入が主なのだから。この計画でもそうです、今度の新しいやつだって。これはもしこれをやるのだったら、事業計画を立て直してもらわないと、ちょっと。

久塚座長 ほかのところというか、宇都木さんの発言のようなことをチェックすると、ほかの団体はそれを十分クリアしているということですか。

宇都木委員 私が見た限りにおいては。

久塚座長 大丈夫。

宇都木委員 大丈夫だったです、あとはみんな事業計画を書いてきます、収入が起きています。

久塚座長 そうすると、先ほどのものと質的に違うのですが、これ例えば6番について言うと、積算根拠というか、計算のところを書きかえる必要が出てくるということ。

宇都木委員 そう、そうじゃないかなと。それをこの団体負担金というのが、それに置きかえてくれるのかどうかわかりません。だけど、それは事業収入ですから、団体が負担するわけじゃなくて、事業をやることによって自分たちが収入を上げるわけです。だから、ここは少し、もしこれが、プレゼンテーションのときでもいいのですが、当てはまるのなら。これでいくと当てはまるから。

久塚座長 先ほど16番もNPOが継続してしようとしていることと、今回の助成の申請にかかるものとの関係についての質問ということでは成り立たないのですか、そもそも。

宇都木委員 私はどうかなという気がしたのです。

久塚座長 いや、議論を聞いていると、日頃の主たる活動、あるいは19年度の活動までと今年度のものがどうも関係がよく見えないよという議題のような、議論のような感じがするので。

宇都木委員 そうそう。だから、これの申請していることが団体の本来の目的であり団体の育成に役立つのかということ、そうじゃなくて、本来事業はドキュメントをつくるほうが本来事業で、だからこれをやるのが、そっちとの関係がどうなのかわかりませんが、本来この人たちが目的としていることを、伸ばしていこうというのが団体を助成しようということですから、そうするとちょっと何か違うような気がするなというように思って。まあ、一遍聞いてみてもらっていいのです。

富井委員 今聞いてもう一つ、この16番は1番と何かダブっていますね。基本的な姿勢としては戸山団地の単身高齢者を何とかしようという、そういう趣旨なのです。16番も趣旨としては最終的にはそう読み取れるのですが。

伊藤(清)委員 ちょっといいですか。去年に区のほうと社協で、この戸山団地のアンケート調査をやってもらったのです。結局そこがこれスタートになっている。今後その人たちはどうしていけばいいのか。社協のほうは戸山団地の中に、時々社協の一席じゃないけども、お話を伺えるような場所を設定していこう。もう一つは、今言ったようにいろんなそういう人がいるので、そのまま24時間網羅するようなウォークラリー、何らか設置して、そこからスタートしたのです。だから、もとは一緒なのです、その動きでは。そのどっちを、どこに目を向けるかという話で、このときに確か早稲田の大学もかんでいるかな、その案についてはちょっと。そこはちょっと僕、早稲田大学がどれだけかんでいるかは記憶にないのですが、そんな感じで社協が中心になってあの当初。

久塚座長 ああ、本当。

伊藤(清)委員 それで区から助成金をもらったのです、社協は、アンケート調査に。そこが出発点なのですよ。

久塚座長 個人情報に近いものを目の前で見ると、私は何ともあれですが。これは形式的な話でというか、フィールドが似たような雰囲気です。戸山に2カ所あるというのは、これは最終決断を出すときに重複でもったいないという話になれば、それは一つの結論の題材になるだろうけども、当初から戸山ということが2カ所あるとするならば、それはそれでいいのではないかと。

新宿区の中でということで見れば、広く見れば新宿区にかかるところですので、あまりそこは気にしないでいいのだろうけど、ボーダーラインのあたりに重なってきて出てきたときに判断材料として使ってもいいだろう。

あとは得点の中にあるけれども、最終判断というところでの質問をかけての不備なのか、もう初めから得点はあるけれども関係ないという結論を出すかということなのか。結論を出すに当たっては、かなり明確な判断基準をお示しいただきたいといいますが、ここの委員会としてはです。生でそのまま情報公開されるのできちんと判断、どういう判断で一次審査を落としたということを明確にお示しいただきたいと。

宇都木さん、呼ばないときにはどういう理屈になりますか。

宇都木委員 いや、点数でいいのではないですか。

久塚座長 いや、点数は通ってですよ。

宇都木委員 これはそういう私のような意見であれば、それはそれで私は自分の意見を書けと言うなら書きます。団体育成の趣旨から言って、この団体の本来のそもそもの目的はこっちじゃないかと。だから、この事業はつけ足しみたいに見えて、これでは区民が納得しますかと、それはそれで。

久塚座長 定款はありましたか、ここで反対に。

事務局 手元にはないのですが、いただいております。

久塚座長 宇都木さん、定款見てみる？

宇都木委員 いや、ここに、定款の。

久塚座長 定款のほうの表に書いているものの順位でそれが低ければ、また話が変わってくるので、定款を見れば、もうちょっと幅が広がったりすると議論が揺れてきますので。どうしますか。

じゃ、伊藤さん、どうしよう、一人一人。

伊藤（清）委員 今、定款の話が出ましたけども、この団体について、これを正直にここからとると、含めるとなると、団地の中で、高齢者を対象にしてやるのも人と人との密接なことだと思うし、先ほど言った去年の事業自体が外れるような気がするの、どっちかと言ったら。こっちのほうがこの団体がやっているの。だから、そこら辺が今言ったように定款との云々で多分こっちをうたっているのだと思うのです。

久塚座長 内山さんは。

内山委員 こういうことなのですよ、確かにこういう経緯で今まではブラジルだとか環境問題という活動をしてきて、今回福祉事業で提案された、その辺の団体に少しガンガン聞いてみないとわからないです。

久塚座長 いや、結論から言うと、話を聞くというのはどういう。

内山委員 質問で回答を得ないと、書面だけではなかなかその辺の話は。

久塚座長 審査をする前に質問をかけるということですか。

内山委員 審査の前というか、今、質問は審査の前にまとめる時間ができますよね。

久塚座長 ちょっと後で。来たばかりなので、徳永さん。

徳永委員 個人的に点数をつけるときは、たしか私もプラスをつけた記憶があるのですが、けれども、その根拠はいただいたこの資料でつけていますから、これを見る限り、その助成はそれほど不合理ではないのですよね、これを見る限り。

ただし、今、事業計画書ですか、19年度のを拝見すると、やっぱりさっき宇都木さんがおっしゃった、とってつけたようなという感がなきにしもあらずなので、それは正直言ってちょっと心は揺らぎます。この人たちをお招きして、ただそうすると一つ団体はこの11番目になっている、ただそれでいくと。この人たちを呼ぶことによって、その下の三つのうちのどれかが救済。

宇都木委員 できないです。

徳永委員 できることになる。

宇都木委員 いや、ならない。

徳永委員 にはならない。

宇都木委員 団体数じゃなくて点数で切るから。

徳永委員 審査員は一応去年のこの赤いラベルのついている申請書・登録票で出した点が今のここにある点だから、ここでもう1回点をつけ直すと、ブルーの事業報告書・計画書を見て点をつけ直すということは、ちょっと時間はかかりますけど、できなくはないです。それでもう一回、点数を再々点したところが外れちゃうということだったら、根拠にはなりません。

久塚座長 うん、根拠にはなるけど、それをやり出すと、次は定款を出せという話になって、インタビューに行きたいのだけどとなると。

徳永委員 その前にインタビューに行きたいためにということになりますよね。

久塚座長 うん、もう後になっちゃうので。今のところで結論をちょっと一たんまとめておきましょう。

じゃ、富井さん、いかがですか。

富井委員 私もこっちの後でもらったほうを読んでみると、もう一つの事業として新宿区の福祉事業を東京全体に広めていきたいと書いてあります。そういうことを決めたのがいつなのかという、定款に戻っちゃうのですが、大きな事業を受けて何で環境事業と、突然新宿区の孤独死の話がわき上がってくるのかが、そのところがわからないとなると、もうコメントしようがないから。事前に話を聞いてそうするのか、ヒアリングまでやっとなるほどと思えばですね。

久塚座長 そうですね、確かに19年度の事業実績として出されたものについては、圧倒的に映像プロデュース関係が中心を占めているものではあります。

鈴木さんはどうですか。

鈴木委員 もう一度採点し直しかなと思っています。

久塚座長 じゃ、何日間結論を出すことによって、何日間でどういうふうにも、最大とばしてということを考えて。

事務局 採点し直すとなると、全事業採点し直しになります。

久塚座長 全事業ですね、だってこれが追加でできるかどうかになりますから。それだけだと、あまりにもペナルティーが大き過ぎます。1日かけたらできますか。

事務局 プレゼンテーションが22日と日にちが決まっておりますので、あまり時間はとれないです、全般的に。

久塚座長 じゃ、きょう、ほかの議題を飛ばして、この採点で結論もらって電卓はじいて、これの結論だけ出すということで事務局は乗り切れますか。30分で結論で、やっぱり次までこれを延ばしたくなくて、きょう最低限この結論だけ手に入れるということでは乗り切れる。

事務局 採点を今度再々点したもので、もう何点で切っちゃうというのを決めてということですか。

久塚座長 昨年度プレゼンテーションをやったときの採点では、みんなから点数をもらって、15分ぐらいかかって集計やって、それでラインをそのまま出して、ここでということをやっていたので、各委員に30分で採点してもらって、45分までに。

事務局 単純に足し算だけだと早く終わるのですが、今回一番高い点と低い点を削っている関係で、それをまた案分しなきゃならないのが出てきたりした場合に時間がかかってしまいます。ちょっと15分とは言い切れないのですけれども。

久塚座長 じゃ、やっぱり今日中に結論は欲しいのですね。

事務局 はい、30分ぐらいではできます。

久塚座長 じゃ、今から各委員30分で結論を出してください。それできょうの議題としますけども、よろしいですか。大変お手数ですが、もう一度集計表を、30分もかからないと思うのです。ただ、要点としてはきょう出たもの、それから事務局へ対する質問ということもなしで、個別に質問されるとおかしな動きで余分な情報が集中してしまうので、赤とブルーのものを手元に置いて採点をしていただきたい。

今、あの時計で3時ちょっとなのですけども、3時半に、申しわけないけど結論出してください、それでまあまあ、こういうこともあります。これを乗り切らないと会議体としては、大変大きな課題を抱えたままで次へ続くということもありますので。

事務局 ちょっと今、採点表のほうを用意してまいりますので、少々お待ちください。

久塚座長 自分がつけた採点というものをお知りになりたいという方はいますか。記録、残っていますか、各委員の採点は。

事務局 残っています。もしきょうお持ちでなかったら。

富井委員 僕は持っています。

徳永委員 私も持っています。

事務局 ございますか。

久塚座長 じゃ、行きましょう。もうちょっと待っていてください。ちょっと記録、一たんとめてもらっていいですか、一時とめます。

各委員による再採点を実施、事務局による集計作業の間、議題(3)平成20年度 協働事業提案等の募集についての議事進行

久塚座長 では、きょう残りの議題、協働事業提案制度の実施に当たって、そろそろ説明会であるとか手引きを印刷するとか、そういうことが日程的に迫っておりまして、それとの関係で、各委員に資料6を参照していただきたいのですが、資料6の5ページにあります審査の基準というのがございます。

これについては一応議論があったのですが、この形で推移をしております、基準というふうに視点をこのような形で設けていますが、これを含めて実際の審査の段階で質問をするなどして、最終的な判断に落とし込んでいくということをやってきたわけです。その意味では審査の項目、審査の視点というのは、それぞれここに書かれておりますけれども、この中を細かく解釈してどうこうということはやっておりません。また、できるものでもありません。

したがって、基本的にはこれを踏まえて本年度も実際にはヒアリングの段階などを含めて審査をしていただくということにしたいのですが、変更なしでこの5ページのところでよろしいかということが、早急に結論を今日中にいただきたいと。説明会が5月の20日からでしたか。

事務局 説明会が1ページのところに載せてあるのですが、5月の20日と21日と、あと28日。前回お示ししたときには20日と21日の2回の予定だったのですが、ちょっとでも多くの団体さんに聞きに来ていただきたいということで、もう一回追加しまして

3回予定しております。

久塚座長 そのような日程で説明会をするために、審査の基準、書面としてはこのような形でお示しをする。実際このような形でいわゆる抽象的な書き方ですけど、もうこれ以上細かく書くと切りがないし、細かいところに入っていくと縛られてしまいますので、こういう形で審査はなされます。そして、実際にはこれを踏まえて各委員が当該提案事業を審査する際に質問するなどして、最終判断を出していただきたいということですけども、これはよろしいですか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 富井さん。

富井委員 何か報告書ができましたよね、審査の、今年の分。ここにいろいろ意見が書かれています、こうすればよかった、ああすればよかったとかいう。

久塚座長 そこに書かれているものの多くは。

富井委員 それで、そういうのが出てくる、こっちを読んでいるんですけど、十分反映されているとか、そういう審査基準に去年と全く同じなのか。

久塚座長 去年と同じなのですけども、なぜそういう報告書に多くの方が書かれたかということ、やはり審査は協働の必要性と事業の実現性、いわゆる協働とは何かということによって常に議論があったと私は認識していて、それは協働の必要性、協働の効果などについてはこれ以上書きようがないです、こっちのほうは。ですから、事業として出してくる側あるいは新宿区の側が、協働というものをどのように考えているのかということについてすべて事柄はそれ次第なのです。

したがって、審査は協働がうまくいったか、あるいは協働とは何かということをはっきり理解できていたのかということが非常に難しいなと。それについての審査基準というのはこの役割分担から始まった協働のところすべて書かれている、基準とかは高いですけども。そうすると、各委員には協働事業提案として出されたものを事業自体として見る目も必要ですが、協働という視点から見たときにはどうなのかというご判断もいただきたいというのが、この中に書かれた趣旨なのです。

そういうことがうまくできたかどうかというのは、当委員会だけではなくて、NPOと新宿区との間での話し合いが時間的に限られていたり、あるいはたまたま提案された事業が何らかの事情で相手方が、パートナーが消えちゃったりいろんなことがあってうまくいっていなかったということが起こっていたので、そういう書き方にずっとなっているわけ

です。

ですから、反映するもしないも、これがすべてと思って今までやってきて、これを読み込んで判断、ご審査いただくときにもう一度各委員の心の中に協働、しかも事業提案して実際に区とNPOが協働していくということを、上半分ですけども、非常にウエートを高くしてやるのがよければいいということ、事業がよければいいということ以上に協働という目を見ていただきたいというのが、去年とおととしですね、そういう報告書を区に出す中で各委員が考えておられたことだったのです。

したがって、富井委員のご質問については、それを踏まえた形でこれの文章を手直ししたかということ、結論的には手直ししてなくて、手直しするのは非常にやっかいといいますが、それを全部入れることは難しいだろうということです。うまい方法があれば、また委員会のときに後日、議論させていただきたいと。

よろしいでしょうか。

鈴木委員 先ほどの富井さんとちょっとオーバーラップするような感じですけど、19年度の事業評価書を見させていただきまして、評価がBが一つ、あとはみんなCです。私の視点で見るとC、二つはもうDに等しいと。ちょっとこれはひど過ぎるぜというのがちょっとあるのです、協働の事業評価として。

これはだれがどうのということじゃないのですけど、この審査基準とは別なんでしょうけど、何かこの19年度の惨たんたる状況のある意味での再発防止みたいな、これを読むと行政側のほうも何かばらばらで、やってみたら全然整わなかったということで、整わないけれど、ゴールをかけて結果で失敗したよというようなことも散見されるので、そういうのはこの審査基準とは違うのでしょうか。

久塚座長 いや、やはり、この四、五年やってきて、協働の難しさというのがあって、そうはいつでも協働の理念を高く掲げている限りは審査基準というか、協働というある協働論みたいのところから譲れないというふうに考えていけば、これは10年かかるか20年かかるかわからないけど、永遠にCランクやDランクが続く可能性はあるものです。

ですから、そこから事業を引っ張り出して取り上げて、もうだめだという話にはならない。むしろこの委員会ができ上がった趣旨というのは、そういうことに耐えながらもNPOと新宿区はなかなか話し合いがうまくできないような事柄でも、どうぞよろしくやってくれと。だから、結局これにDをつけたからだめだということではなくて、より開かれた形で新宿区の行政も、あるいは行政の一つとしての協働も審査をしていくし、私たちの

このようなCとかDとかつけて、また同じことをやっていくこと自体も今度は審査にかかっていくわけですから、今度は私たちが来年、CとかDとかをつけたら、何やっているのという話になってくるかもしれない。

だから、やはり常にCとかDとかついたことに対して私たちはどう思うかというときには、いろんな複雑な思いがあるわけです。その事業がいいとか悪いとかということもあるし、こちらが下がらなきゃいけないのかということもあるし、逆に言うと、協働論についてももう1回やると話が変わってくるかもしれない、あるいは広報の応募の仕方がまずいかもしれない。それはまだ始まって1年ちょっとで十分にはできていないところなのです。

やはり難しいと思ったのは、今までNPOと一緒に何かをしようなんて考えたこともなかったようなセクションが例えば出てきたとして、それは話し合っただけで事業をつくり上げていくところまでいきません。そうすると、たまさか一緒にやっても、同じ方向だとか話し合いをせずに、二つで並行して進んでいて、それで審査評定がばらばらのものが出てきて、二つのところで1本の結論の審査が出てこないということさえあり得るわけです。

ですから、そういうことを見ると、悪いけど協働として仲よくやってちょうだいよと言いたいのですが、こちらが持っている権限から言うと、協働事業を提案してもらったものに対して一定の判断をして、実施してもらって、それに対して評価をしていくということ以上に、私たち新宿区の行政の機関ではありませんので、ああしろ、こうしろという話にはなかなかならないだろうという中で苦労しているのです。

ですから、鈴木委員が発言し、富井委員が発言したことというのは、私たちが1年前に先行して動いていたときに、やはり同じようなことについて同じような発言があって、ただ動き出して、全体で見て四、五年でようやくここまでたどり着いたので、もう少し粘り強くやろうかなということだろうと思いますけど。

各委員にもお願いしたいのは、具体的にここをこうしたらこうなるのではないかということ、いずれまたお願いすると思いますので、案をおつくりいただくことにまたご協力いただければと思います。

そのほかには。

伊藤（清）委員 今、採点やっているのですが、前にちょっと戻っちゃいますが、審査の基準の中で、1から7番目まではこの採点表に反映されているのですが、この8番目、僕もこれあるのは知っているのだけど、これ全然気にしないのです。気にすると。

久塚座長 どちらの、こっち、青いの。

伊藤（清）委員 助成の、8番目に。

久塚座長 今回の議題じゃないのね。

伊藤（清）委員 はい、今やっていますけれども、これの皆さんどう考えているかをちょっと聞きたいと思って。

久塚座長 じゃ、ちょっと待って。今、協働事業提案制度のほうの審査基準はよろしいですか、それで、ペーパーの印刷は。

じゃ、そちらのほうはそれで進めてください。

事務局 はい。

久塚座長 では、伊藤委員が今、ご発言くださったのは。

伊藤（清）委員 5ページの審査の基準の8番目です。過去に本助成を受けている団体であると、今回も何団体が入っているのですけど。当時の計画どおり活動に反映されたか、また自己評価を行っていたか。これをこの審査の基準の中で8も入っているのしょうけど、これをどこに入れるのか、入れないのか。皆さん、どう考えていますか、僕は無視しているのですけども、入れるところがないし。それを入れると、初めて出してきたところと今までやっているところとの不公平感というか。

久塚座長 そうなのです。

伊藤（清）委員 だから気にしないようにしているのです。

久塚座長 これは私はあまり気遣わないというか、初めてのところはこれに引っかからないし、引っかかる可能性があれば、そのNPOが過去どういう活動をしたかというようなことのフィルターになっちゃうのです。ただ、これはボーダーラインで複数こう何となく点数になったときに読むこともあるだろうし、8番はなかなかこれ、この団体があまりにもあまりだというようなときに使われる程度なのかなと。8番というようなこともあるのだということをご理解いただけると。

だから、申請の16番について先ほど宇都木委員が発言されたのですけど、努力して膨大な資金があるところはこの40万なんて要らないだろうという話になるかどうかです。みずから資金を稼いでいる、すごい実績がある、何億円も稼いでいる。ないからよこせというのがない、組織がないときにはさぼっているからないというのと、本当に一生懸命やってないというのと、いろんな考え方があるので、それはもう一応の基準で中を読んでいただいて、各団体のことをお知りになった上で判断すると。

これ以上長い時間をかけて審査をできない中での審査ですので、大変申しわけないので

すけども、あと1か月ぐらい審査期間があるといろんな工夫ができるかもしれません。

あと、事務局、きょうはここまでのところで審議はどの程度、これの結論に入らせていただいてよろしいですか。22日までそれでもつかな。

事務局 あと、こちらのほうから一つ追加なのですが、資料6の最後のページに、区から課題を提起する事業ということで、こちらはまだ完全にはでき上がっていませんので案の段階なのですが、つけさせていただいております。テーマとしましては、「伊那市等の森林保全における木材資源の有効活用」ということで出てきております。

こちらの課題の概要などについては、もうちょっと詰めさせていただきたいと考えております。こちらのほうなのですが、長野県伊那市と新宿区が友好提携を結んでおりまして、今年の2月に、環境保全の連携に関する協定を締結したことを受けて出された課題でございます。これを課題を提起する事業として乗せる考えでおります。

宇都木委員 1本？

事務局 1本、残念ながら上がってきたのは1本なのです。

久塚座長 去年もそうです。

事務局 はい。

宇都木委員 寂しいね。

事務局 寂しいです。

久塚座長 先ほど鈴木さんと富井さんから発言があったけども、とにかく一生懸命やっているよというふうにやりたいのだけど、わんさか上がってくると厳しい評価とか甘い評価、いろいろな見方ができるのだろうけど、区のほうもぎりぎり頑張って1個上げてきて、しかもCランクというのは、こちらもちょうとつらいのですが、やっぱり。

鈴木委員 というか、率直に言うと非常に問題ですね。

久塚座長 まだ垣根は高いし、区長がどのようにお考えかは別として、何をどうするかとか、この委員会というよりは全体的にやっぱり考えるべきことなのです、マスタープランのあたりから実行。

鈴木委員 だから今回の基本計画の中で住民自治という言葉がテーマになってもう3年ぐらい策定されたのですかね。そういう中で1個しか上がってこないというのは、行政側は何を考えているのかと言わざるを得ないです。それは多分この地域調整課というよりは、企画政策課のほうの部署になるかなと思います。

久塚座長 順番に一つ一つつぶしていくにしても、非常に道のりが長くて、この一、二

年でどうこうという話には多分ならないです。

鈴木委員 でも、基本計画において、もう単一制度で決まっていますからね。

事務局 事務局ですけどよろしいですか。協働提案事業としてはやはり本数が少ないのですが、区全体ですと、協働事業として、今現在もう実際に行っているもの、もう事業として成り立っているものというのがございまして、平成19年度に進捗状況を調査したところ、一応112事業はございます。そちらのほうは、もう既にNPO法人や団体などとやはりお互いに事業を進めていっているものです。

提案事業とはまたちょっと別の意味合いにはなってくるのですが。

鈴木委員 これだけありますから、ご心配なくという話ではないということね。

久塚座長 だから、やっぱり協働事業をどちらから提案するかどうか、いろんなことはあるでしょうけども、その112事業についても、ここが絡むかどうかはわかりませんが、いわゆる行政側に主導権があるのかどうなのか、あるいはNPO側なのかどうなのかという視点からの評価、こちらも徐々に入っていますけども、それを順次全体的に進めたほうがよからうとは思いますが。

私どもは限られた仕事の範囲の中でどこまで発言できるかというのは限界がありますので、その範囲内でできるだけより積極的な発言をしていきたいなと思います。

地域調整課長 かなり厳しいご指摘を受けていますが、おっしゃるとおりだと思います。

この協働事業、協働の推進あるいは特に提案制度などは、協働の効果を出すと同時に、やはりその一つの課題としては、区役所の今までのやり方を変えていきましょう、内部のいろんな体質改善をしていきましょうというのが一つのテーマにもなっています。

ところが、現実にはそれというのは結構大変なものですので、と同時に協働事業になじむ事業課というのは、役所全体これだけ大きい組織でも、やはりまだ限られているのかなと。その中で現実に幾つか手をかけているところはなかなか次が上げづらいという。これは端から見ればもっとスピーディーに体質改善をやっていって、もっと民間との協働を図るべきだという、我々はそういうつもりでやっているのですけども。各事業課にすれば、そこまでのスピードで自分たちの区民との協働がなかなか成り立っていない。逆に言えばこれからどんどん実行計画にもあるとおり、こういう分野が拡大して、やはりNPOの方たちにもいろんな体力あるいはサービスのあり方、区との協働のあり方も学んでいただく場面もありますし、役所のほうも今までのしきたりがある程度破って、やっぱり本当の意味の協働、それをやらなきゃいけないと。そういう課題というのは明確にわかっておりま

すので、言いわけすれば逆に言うと過渡期。これがもうちょっと本当に役所の体質として区民との協働が一般化すれば、もうちょっとやりやすくなる。

課題設定が今、500万という設定をしていますけども、それがもっとちっちゃいのがやりやすいのか、もうちょっと大きくなきゃだめなのか、そういうことも含めているんな協働の提案事業のあり方を、やはりまだ逆に言うとスタートして2年とかそんな形になりますので、考えながら進めていかなきゃしょうがないかな。あまりコンクリートさせると、恐らくこのままなかなか手を挙げづらい状況が続く、そんな状況であります。

久塚座長 出た？

事務局 今ちょっとA4縦の順位順のものを出しておりますので、少々お待ちください。

宇都木委員 今の議論なのですけど、多分市民参画協働というのは、この委員会で扱うもの以外のほうが実際は多いわけです。この委員会で扱うのは、市民活動のほうから提案があったものについての是非をやるわけです。ところが、学校をつくっていこうなんていうところは、教育委員会や学校と父兄がもう実際にやるわけです。これも協働です。だから、場合によっては町内会などもある意味ではその一つかもしれない。今までの町内会じゃなくて、今度は市民参加によるまちづくりを単なる伝達機関じゃなくてうちのまちをどうしようかという、そういう発想で、そこに住んでいる人たち自ら提案し、一緒に関係部局を動かしていくというのかなり出てきているのだと思うのです。そういう大きな点でとらえていって、そのリード役を果たしてここが果たしているかどうかという視点での評価というのは、確かに変えられるのです。

評価が甘いのか、甘くないか、適当か、適当でないかという議論はいつも出るのです。だけでも、今ここに提案されているもので我々が議論すると、まあ、ここ止まりかねと。だから、むしろ限定しないで最初のところからこれを対象にするか、しないかの議論からずっと、もう少し最初のところから組み立て直して、そして審査基準もそのときの条件に合ったようなのを幾つか入れかえたりなんかしていくと、場合によっては一つも当たらないかもしれない。

一方ではそれでいいのかというのがあるわけです。片一方で育成していかなきゃいけないという役割があって、だから僕らは行政と違うから、行政がどういう政策をとろうとしているのかとは直接的には関係しなくて、その政策のよしあしを議論するのではなくて、出されたものをどう客観的に議論して、それをどの程度まで全体のものにしていくかという、こういう議論だと思うのです。

だから、もし鈴木さんが問題意識として持っていることというのは、それはあまりみんな違わないと思いますけど、一遍区の政策の立て方のところで、こういうやり方がいいのかどうかという議論も出てくるかもしれないのです。そっちはそっちで議論しないとだめだと思うのです。だから、地区協をつくるときに市民参加でやったでしょう。けども、それと、こういうこととのつながりがどうかという議論がどこまでされたかと、そうするとほとんどされていないのかもしれない。

鈴木委員 私が何でそれを言ったかという、今、地区協がスタートしたわけです。あそこは、本当は協働の固まりになるべき仕組みなわけです。それを行政も推進して、ある程度あれも公募の委員も入ってスタートしているという中で、何かもう一度今言われたようなことが必要なのかなという気はするのです。

宇都木委員 僕も港区で1回議論したのですが、港区は、もう支所機能を抜本的に見直して、できるだけそっちに、つまり区民生活に近いものは全部そこにおろすと。それで、本体は、基本的な政策だとか全体の調整だとかをやるのだということにして、そっちを主体的に考えようというんじゃその主の役割は、どうなのかと。市民にどこまで説明して、それを担う市民がどういう配分になっているのかということを中心に説明、議会なんか、議員なんかちんぷんかんぷんじゃないかと、聞いてみるとという話の一つあるのですが、やっぱりそういう議論が区の中でされてきて、そのうちのこれだよと、こうならないと、なかなか難しいです。

でも、提案してくるほうは、自分のやりたいものを提案してくるわけですから。こうすればこういう風にまちが変化するよ、それは、じゃ、中期計画だとか、当面の計画だとか、それがどの部分を担っているなんて関係ないです、あまり。

久塚座長 だから、助成金の申請だとか補助金の申請というのは、実際やるかどうか、やれているかどうかは別にして、文章表現やプレゼンテーションというものは、この事業で、こういうことをやりたいという思いはそれで結構けども、新宿区あるいは地域社会にとってそれがどういうことなのかということを前提に、しかもそれをひとりよがりじゃなくて協働、あるいはNPOの活動として展開しているということが、証言できなければ点数が低くなくても当然です。

今、順位をちょっと。

事務局 今すぐ。

久塚座長 微妙にずれておりましたので。それで、350点満点でやって、何点満点で

やっているのでしたか。

事務局 300点満点になります。50点満点の6人なので。

久塚座長 何点とれば。

宇都木委員 70点、150点だから。

久塚座長 形式的にはそれぐらいで、それもそれがないとだめだということではなくて、目安としての60点ということ、プレゼンテーションにどれだけ呼び出すのかということとの関係がありますので、まだ最終結論ではありませんから。

できた？まだ順番がずれていたら、もういいよ、ずれているままで。

事務局 順番は大丈夫なのですが、ちょっとここが、同点なので1、1です

久塚座長 今配られている資料で、各自手持ちのものを修正かけてください、それを案とします。一番上の欄、一次審査、得点、350点満点と書かれたものを300点満点に修正してください。

そして、1番と2番、同じ点数ですので、これは1、1となります、順位。1、1、3となります。それを原案として180点でしますと、11番までということになりますが。先ほど13で、去年12で、今度11でという微妙な、まあ、8分、5分で、多少でこぼこするとこんなものかなということですが。

議事録も先ほどの審議のところを、もう一度座長のほうから議事録のことで発言させていただきますと、再審議というものにつきましては、新しい判断材料になるべきものが追加された。そして、それを追加するということをご承認いただいたということから、再度審査をしたということでございます。

じゃ、原案を提示します。11番までの団体を、個別の名前は言いませんが、第二次の審査、22日に来ていただくということによろしいでしょうか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 では、残った議題ですが、あとは日程だけ。

事務局 はい。

宇都木委員 ちょっとね、これ、財源との関係でいくと、これは幾らになるのだろう。

地域振興課長 8番までですね。単純に足すと、これで入れかわりがなければ8番のところで305万かな。

宇都木委員 305万。

地域振興課長 ええ。予算額300万ですと、この順番だけでいくと8番のところまで

と。

宇都木委員 わかりました。

久塚座長 それにつきましては、また二次のところで発言させていただきますが、申請金額が少ない、例えば15万でラインを引きますけども、そのときには満額出そうと、それを超えた場合であっても3分の2までは、それ以上は削らない形で結論を出していく。300万の中で最終的に1団体ふやすのか、全員に出す形で300の手前だけど切ってしまうのかということは議論をしておりました。

宇都木委員 これは二次でやりましょう。

久塚座長 はい、二次でやります。それは判断材料のところで一応基準がございますので。

では、22日について、ちょっと早いのですが、皆さん方のお手元にあるものに書いてあると思いますが、資料3ですが、13時から始まりますが、各委員は12時半に。

事務局 プレゼンテーションの開始は13時、午後1時からとなりますが、その前に事前にお出しいただいた質問票の内容の最終調整をしていただきたいと思いますと考えておりますので、各委員の皆様には30分前の12時30分までに、こちらの本庁舎の5階の大会議室が会場になりますので、そちらのほうにお越しいただきたいと思いますと考えております。

その30分間の間で、各委員から出されました質問票なのですが、こちらは、事務局で取りまとめまして、その団体に対しての一番質問事項の多い方を代表質問者とさせていただきます。ただ、その代表質問者の方には、ほかの委員の方たちからも出ました質問内容も含めて質問をしていただくということになりますので、よろしく願いいたします。その辺の最終調整をその30分間の間にさせていただくようになります。

あと、当日、また見ていて新たな疑問が生じる場合もありますので、それにつきましては質問時間を5分とっておりますので、その中でできる範囲で1名もしくは2名の方、質問する時間がとれると思います。

久塚座長 プレゼンのときの順番などについては、事務局のほうにいつもお任せして、抽選だったか何か方法があったと思います。それで、NPOのほうはその時間に間に合うように、遅刻は許さないという形だったと思います。

事務局 はい。プレゼンテーションする団体につきまして、事前に資料も先にいただきます。5月19日の月曜日までに資料をいただくことにしまして、それまでに資料が出な

かったものについては、プレゼンテーションのときにその資料は使えないということにしております。

それから、質問票についてのことで追加なのですが、こちらの質問票なのですが、本日選定されました団体名を入れまして、明日中にはメールで各委員のほうにこの用紙をお渡しいたします。ちょっと期間が短くて大変申し訳ないのですが、5月15日の木曜日までに、質問を書いてご返送いただきたいと考えております。

あと、5月15日に出された後で、事務局のほうで各代表質問者を選定させていただきまして、その取りまとめたものを5月19日の月曜日までに各委員のほうにまた送付いたします。当日はそれに沿いましてご質問をお願いしたいと考えております。

よろしいでしょうか。

鈴木委員 このプレゼン質問票ですけど、メールでくれるわけですよね。それで、記入して事務局に送って、事務局は総覧表みたいなのを19日までにくれるということなのですか。

事務局 はい、そうです。そのときにはもうこちら、今の段階で言いますと11団体がプレゼンを行うこととなりますので、7名の委員でそれぞれ代表質問していただくようになりますので、各委員1団体ないし2団体について代表質問していただくようになります。

鈴木委員 いや、質問をたくさんする人、あまりしない人と出るのですか。例えば、1団体に三つぐらいの質問は書いてくださいよというふうにするのですか。それとも任意で。

久塚座長 任意です。任意でみんな積極的に書いてくださいますが、1人に集中しないように、似たような質問が複数あれば、それぞれ出番があるようにというふうに事務局は考えてくださっているようです。

鈴木委員 そうですか、わかりました。

久塚座長 書かれた質問を1本に曲げるということはないです。できるだけそのままの形で、しかしA委員、B委員似たようなものがあれば、A委員に質問してもらおう。そういう似たような趣旨の大体質問になってこようかと思えます。まあ、2人ぐらいまでですね、1団体に。プレゼンはもう8分でパチッと切ってしまいますし、逆に言うと各委員の質問が長くなるのです、一般に。だから、5分のうち3分、委員がしゃべっちゃうこともあるのです。で、向こうが1個答えて終わりみたいに。

鈴木委員 5分しかないですからね、時間が。

久塚座長 5分ってありますよ。

鈴木委員　そうですか。

久塚座長　うん、だから質問もパチッといかないと、ただら自分の言葉や自分の気持ち、協働とはですね、NPOはですねとか言われたら、これはたまらないと、はっきりスポンと切ります。

よろしいですか。

では、15分延びましたけれども、きょうは多少座長の手際があまりよくないところもありまして、皆さんにはご迷惑をおかけいたしました。

では、第2回の協働支援会議をこれで終わりたいと思います。お疲れさまでした。

- - 了 - -